（機構債の債券を発行する場合の機構債の譲渡）

第十七条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の譲渡は、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（権利の推定等）

第十八条　機構債の債券の占有者は、当該債券に係る機構債についての権利を適法に有するものと推定する。

２　機構債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機構債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（機構債の債券を発行する場合の機構債の質入れ）

第十九条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の質入れは、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

（機構債の質入れの対抗要件）

第二十条　機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の質権者は、継続して当該機構債に係る債券を占有しなければ、その質権をもって機構その他の第三者に対抗することができない。

（機構債の債券の喪失）

第二十一条　機構債の債券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

２　機構債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

（利札が欠けている場合における機構債の償還）

第二十二条　機構は、債券が発行されている機構債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される機構債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

２　前項の利札の所持人は、いつでも、機構に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

（機構債の償還請求権等の消滅時効）

第二十三条　機構債の償還請求権は、これを行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

２　機構債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（機構債の発行の認可）

第二十四条　機構は、法第六十五条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　機構債の発行を必要とする理由

二　第十条第一号から第五号まで及び第七号並びに第十一条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

三　機構債の募集の方法

四　機構債の発行に要する費用の概算額

五　前各号に掲げるもののほか、機構債の債券に記載しようとする事項

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第十一条第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二　機構債の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　機構債の引受けの見込みを記載した書面

（経済産業省令への委任）

第二十五条　第八条から前条までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百九十四　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第九条の四に次の一号を加える。

百四十一　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十二　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十六　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十三　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百九　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第六条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表全国市町村職員共済組合連合会の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
		資本金

（行政手続法施行令の一部改正）

第七条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「全国社会保険労務士会連合会」の下に「、脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を加える。